

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 子ども・子育て支援法の目的・基本理念

子どもは社会の希望、未来を作る力であり、安心して子どもを産み、育てることのできる社会の実現は社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

子どもは、親、保護者が育むことが基本ですが、現在、子どもや子育てをめぐる環境の現実には厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。また、待機児童の解消が喫緊の課題となっていることや、本格的な人口減少社会が到来し、子どもを産み、育てたいという個人の希望がかなうようにするためのサポートが強く求められていることから、国や地域を挙げて、社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築することが社会の役割となっています。

また、幼児期の教育および保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるため、地域における創意工夫を生かしつつ、就学前の子どもに対する教育・保育や、保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進する必要があります。

このような背景を受け、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付（施設型給付）および小規模保育事業等への給付（地域型保育給付）の創設等を行い、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目指すこととなりました。

その中でも特に本計画の根拠となるべき「子ども・子育て支援法」の目的および基本理念については、以下のように定められています。

#### 子ども・子育て支援法

##### （目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

##### （基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

## 2 子ども・子育て支援法に基づく基本指針

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 26 年内閣府告示第 159 号）」（以下「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」という。）において、子ども・子育て支援の意義について以下のように示されています。

### 「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」より抜粋

#### 「第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項」より

- ◇ 子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要がある。
- ◇ 子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つである。
- ◇ 親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、全ての子育て家庭を対象に、こうしたいわゆる「親育ち」の過程を支援していくことが必要とされている。

#### 「第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項

##### 一 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境」より

- ◇ 子どもが安心して育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していくことが必要である。こうした取組を通じて、全ての子どもの健やかな育ちを実現する必要がある。

#### 「第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項

##### 二 子どもの育ちに関する理念」より

- ◇ 乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任である。

#### 「第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項

##### 三 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義」より

- ◇ 子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことである。

### 3 中央区における子育て支援についての基本的な考え方

子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法に基づく基本指針、中央区基本計画 2013、第三次中央区保健医療福祉計画の考え方を踏まえ、中央区における子育て支援についての基本的な考え方を以下のとおりとします。

#### 中央区基本計画 2013

誰もが安心して子どもを産み、喜びをもって育てることができる子育て・教育のまちの実現(10年後の中央区<5つの柱>より)

#### 第3次中央区保健医療福祉計画

- 子どもは、次代を担う地域の「宝」であり、子どもたちが健やかに育ち、豊かな心を育み、元気に明るく輝いていける地域社会の実現が求められている。
- 次代を担う子どもたちが、豊かな心で、元気に明るく輝いていくためには、保護者の子どもを育てていく力、すなわち「親力」が重要であり、その強化のための子育て家庭への支援が必要である。

#### 子育て、子育て、親育ちの観点からの基本的な考え方

##### 子育て

子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における子ども同士の関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められることが必要です。このような子どもが自己肯定感をもって育まれる環境の整備を進めていくことが重要です。

##### 子育て

すべての子どもの健やかな育ちと発達が保障される、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。そのためには乳児、幼児、学齢期などの特性を踏まえて、発達段階に応じた質の高い教育・保育や適切な子育て支援が提供されることが必要です。

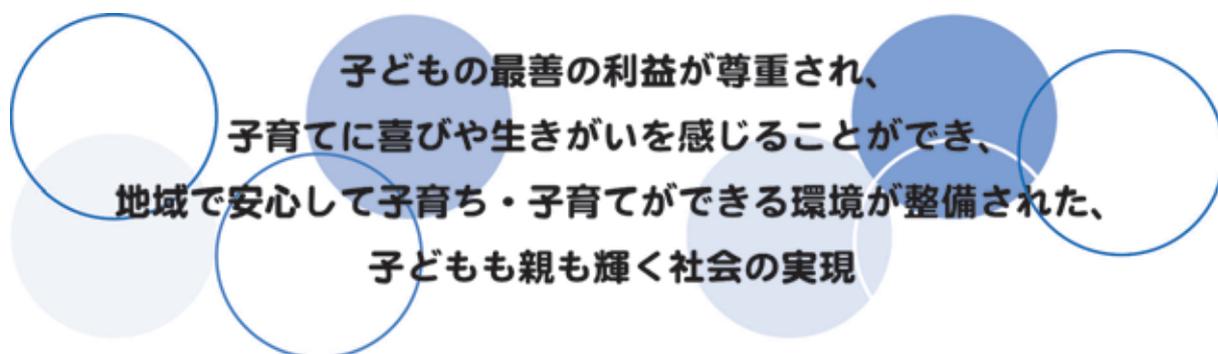
また、子どもは次代を担う地域の宝であり、子育て支援は未来への投資として社会全体で取り組むべき重要な課題です。

##### 親育ち

家庭は子どもの成長における出発点です。しかしながら、現在、子どもや子育てをめぐる環境の現実には厳しく、近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。子育てに対する負担や不安を和らげることを通じて、親、保護者が子育てに喜びや幸せを感じながら、子育てを経験することを通じて保護者自身も親として成長する「親育ち」を感じられるような温かな家庭がつけられることが大切です。

## 4 計画の基本理念

子育て支援についての基本的な考え方を基に、基本理念を以下のように設定します。



## 5 計画の方向性

計画の基本理念を実現するために、次の3つを計画の方向性として、子育て支援施策を展開します。

### 方向性 I

#### すべての子どもの健やかな育ちを支援します

子どもの人権を尊重しながら、個々の成長を支え、豊かな人間性が育まれるよう、妊娠・出産期から切れ目のない心身の健やかな成長の支援を通じて、すべての子どもがいきいきと輝く育ちの支援施策を推進します。

### 方向性 II

#### すべての家庭の子育て支援を充実します

子育ての基礎となるすべての家庭を支えるため、幼児期の教育・保育の量・質の向上、身近な地域で多様な子育て支援が受けられる環境づくりを進めていきます。また、障害や虐待など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、一人一人の子どもの安全と発達が保障されるよう、総合的な施策を推進します。

### 方向性 III

#### 地域の中で、家庭の子育て力を高めていけるよう応援します

学校や地域、企業、行政等のさまざまな立場の者が、社会の一員として共に子どもの健やかな成長を応援するという意識のもと、地域や社会が子育て家庭に寄り添い、家庭の子育て力を高めていけるよう応援し、保護者が子どもと向き合える環境づくりを推進します。

6 施策の方向性および体系

●…「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」\*において計画の基本的記載事項として規定されている事業  
 ◎…「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」\*において計画の任意記載事項として規定されている事業  
 ○…●◎以外で、第三次保健医療福祉計画から引き継ぐ事業または新規掲載事業  
 \*正式名称：「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

基本理念

地域で安心して子育て・子育てができる環境が整備された、子どもも親も輝く社会の実現  
 子どもの最善の利益が尊重され、子育てに喜びや生きがいを感じることができ、

方向性

方向性Ⅰ

すべての子どもの健やかな育ちを支援します

母と子の心身の健康づくり

- 母子保健教育(プレママ教室、パパママ教室)
- 妊婦健康診査
- 乳児家庭全戸訪問事業(新生児等訪問指導)
- 乳幼児健康診査
- 乳幼児健康相談(フリー乳健)
- 予防接種、任意予防接種の費用助成
- 食育の推進
- 子どもの事故予防対策
- 平日準夜間小児初期救急診療および休日応急診療所等運営

「生きる力」を中心とした質の高い教育の展開

- 確かな学力の向上
- 豊かな心・社会性を育む教育の充実
- 教育・保育の一体的提供(就学前教育の充実と幼児期からの学びの連続性)
- 健康な体をつくる教育の充実
- 特別支援教育の充実

地域における子どもの育ちの支援と放課後対策

- 保育所での地域交流事業
- 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)
- 放課後子供教室(子どもの居場所「プレディ」)
- 児童館運営
- 児童館でのボランティア活動の推進
- 文化のルールの実施
- 少年リーダー養成研修会の実施および地域におけるリーダーの育成
- 少年少女スポーツ教室
- スポーツ少年団

幼児期の教育・保育環境の整備

- 小学校・幼稚園の計画的な増改築の実施
- ◎育児休業後の保育施設等の円滑な確保
- 保育施設の整備
- 教育・保育施設等における児童の安全確保
- 地域型保育事業の導入

方向性Ⅱ

すべての家庭の子育て支援を充実します

多様な子育て支援サービスの提供

- 利用者支援に関する事業(利用者支援事業)
- 時間外保育事業(延長保育事業)
- 幼稚園預かり保育
- 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)(再掲)
- 放課後子供教室(子どもの居場所「プレディ」)(再掲)
- 子育て短期支援事業(子どもショートステイ)
- 一時預かり保育、トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センター事業
- 地域子育て支援拠点事業(子育て交流サロン「あかちゃん天国」)
- 親子講座(子育て講座、絵本の読み聞かせ等)の開催
- 児童館運営(再掲)
- 乳幼児クラブ
- 育児支援ヘルパー
- 緊急一時保育援助事業
- 病児・病後児保育
- 多様な主体の参入促進事業
- 子どもと子育て家庭の総合相談、相談員による児童館巡回相談
- 教育相談・子ども電話相談

専門的知識・技術を要する支援

- ◎児童虐待防止対策
- 養育支援訪問事業
- 要保護児童対策地域協議会
- 児童虐待情報専用電話「子どもほっとライン」
- ◎ひとり親家庭の自立支援の推進
- ひとり親家庭相談・女性相談
- ◎障害児施策
- 子ども発達支援事業
- 特別支援教育の充実(再掲)

子育て世帯への経済的支援

- 子どもの医療費助成
- 認証保育所保育料補助
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業

地域における家庭教育の推進

- 地域家庭教育推進協議会による家庭教育に関する学習会等の開催
- 子育てキャンパス
- 入園・入学準備期の学習会
- 家庭教育学習会
- 父親の子育て参加促進事業(おやじの出番!)
- 報告・交流会

方向性Ⅲ

地域の中で、家庭の子育て力を高めていけるよう応援します

地域・社会全体で子育てを推進

- ◎仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の推進
- 育児中の保護者社会参加応援事業
- 子育て支援講座
- 母子保健教育(プレママ教室、パパママ教室)(再掲)
- 文化のルールの実施(再掲)
- 少年リーダー養成研修会の実施および地域におけるリーダーの育成(再掲)
- 保育所での地域交流事業(再掲)
- ファミリー・サポート・センター事業(再掲)
- 地域子育て支援拠点事業(子育て交流サロン「あかちゃん天国」)(再掲)
- 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)(再掲)
- 放課後子供教室(子どもの居場所「プレディ」)(再掲)
- 児童館運営(再掲)
- 乳幼児クラブ(再掲)
- 児童館でのボランティア活動の推進(再掲)
- ◎児童虐待防止対策(再掲)

相談支援体制の整備

- 乳幼児健康相談(フリー乳健)(再掲)
- 子どもと子育て家庭の総合相談、相談員による児童館巡回相談(再掲)
- 教育相談・子ども電話相談(再掲)
- ひとり親家庭相談・女性相談(再掲)
- 子ども発達支援事業(再掲)

## 7 子ども・子育て支援新制度の概要

### (1) 新制度の全体像

新制度では、幼稚園等での幼児教育と、保育を必要とする子どもへの保育を個人の権利として保障するために、子どものための教育・保育給付制度が導入されます。

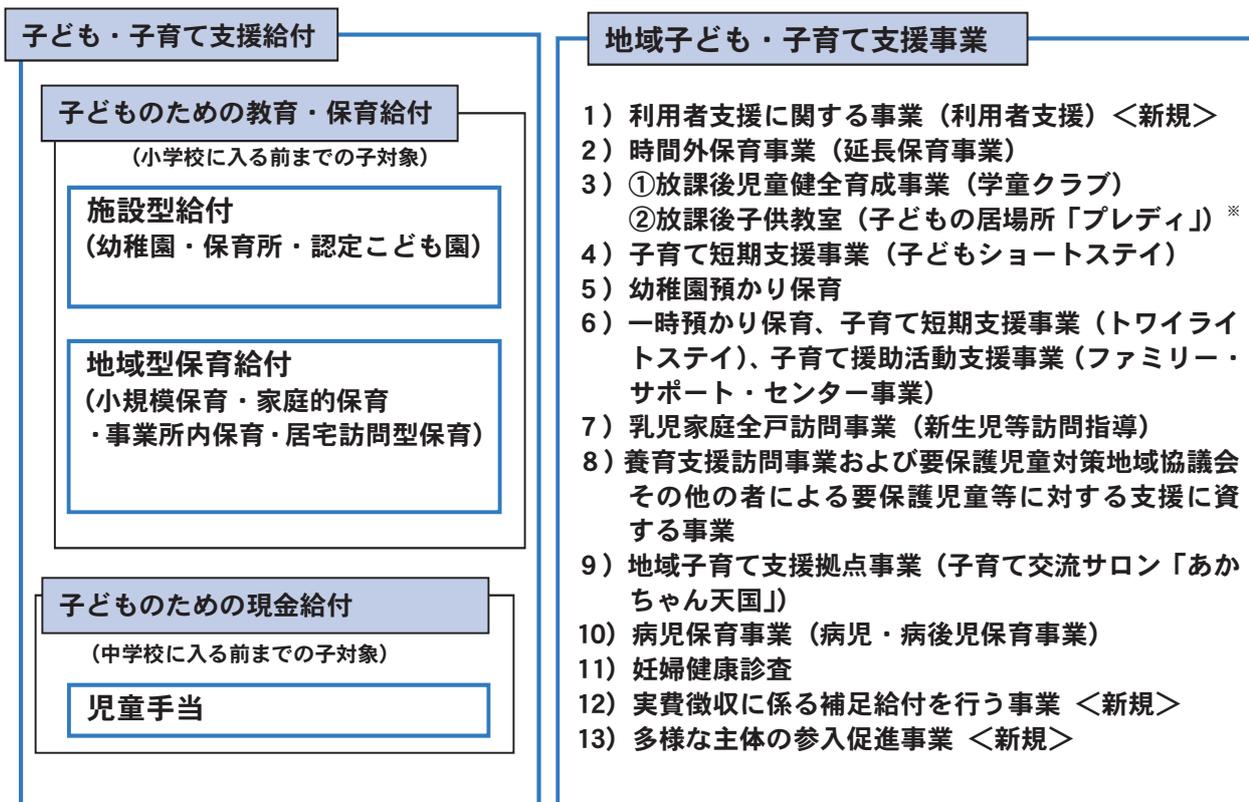
幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業などを利用した場合、その費用に関し、公費から給付が受けられるようになります。

また、子どものための現金給付である児童手当は、中学校に入る前までの児童に対して現金で手当てされるものです。

地域子ども・子育て支援事業は、「子ども・子育て支援法」第59条に定められた以下の13事業であり、就労の有無に関わらず、すべての子育て家庭を対象に地域の実情に応じて実施される事業です。

教育・保育および地域子ども・子育て支援事業について、区が子ども・子育て支援制度の実施主体となり、地域のニーズに応じた量の見込みならびに提供体制の確保の内容およびその実施時期等を盛り込んだ事業計画を作成し、計画的に教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を実施します。

### 新制度における給付・事業の全体像

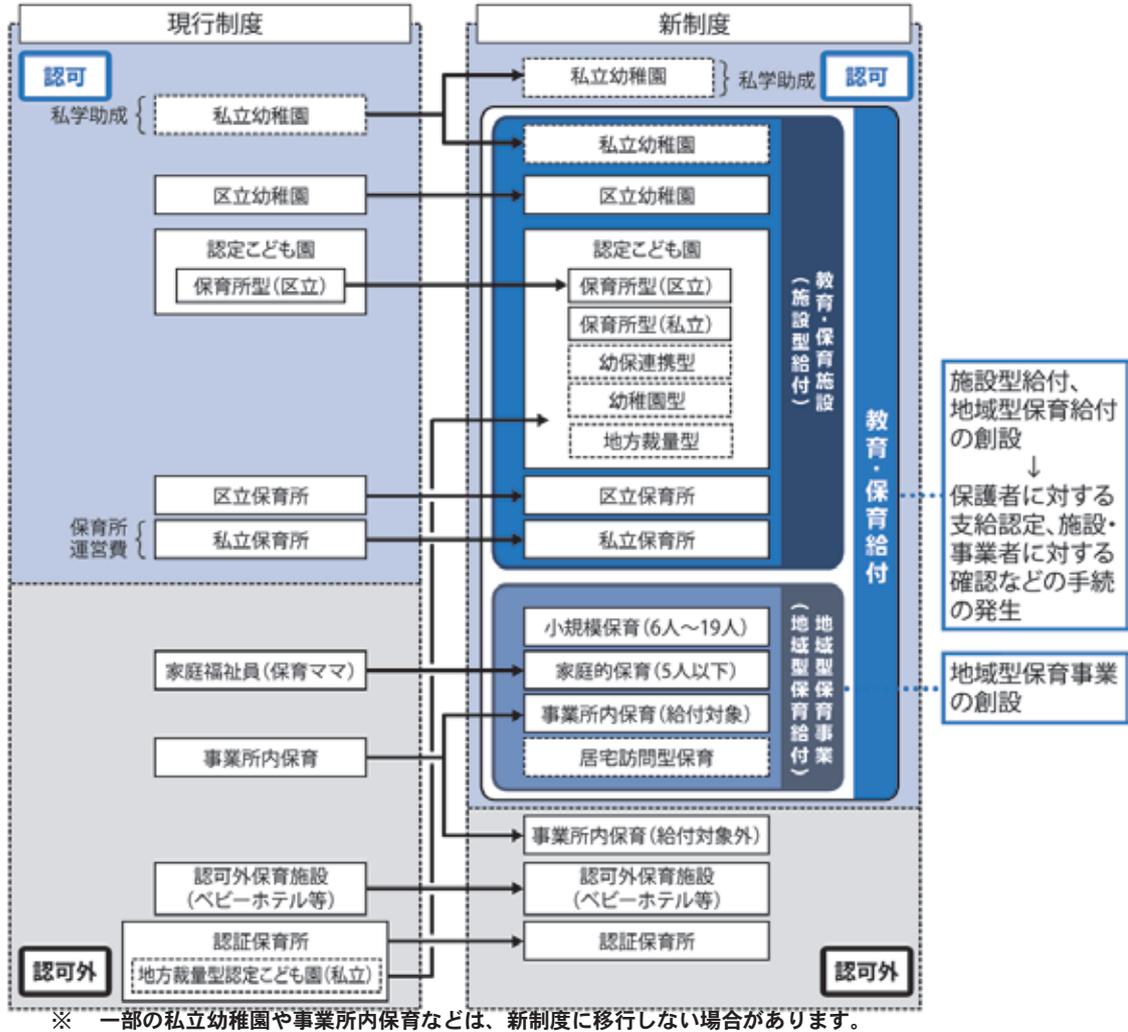


※区独自事業

## (2) 現行制度と新制度の比較

現在、本区にある幼稚園、認可保育所は給付対象施設として新制度に移行します。認証保育所は東京都が独自に認証した認可外保育施設であり、新制度の給付対象とはなりません。

また、新制度では、区が条例等で定めた基準を満たす事業者を認可する0～2歳児を対象とする地域型保育事業が始まります。これは、区の家庭福祉員制度が家庭的保育事業として移行するとともに、定員数が19人以下の小規模保育事業や居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業が新たに創設され、地域型保育給付の対象となるものです。



### 給付対象施設(教育・保育施設)

施設種別	内 容
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設
保育所(定員20人以上)	就労などのため家庭で保育できない子どもを、保護者に代わって保育する施設
認定こども園	幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育・保育を一体的に行う施設

### 地域型保育事業

事業種別	内 容
家庭的保育事業(定員5人以下)	保育者(保育ママ)がその自宅において、家庭的な雰囲気の中で少人数を対象にきめ細やかな保育を行う事業
小規模保育事業(定員6人～19人)	少人数を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の中できめ細やかな保育を行う事業
事業所内保育事業	事業所の保育施設などで、従業員の子もだけでなく、地域の保育を必要とする子どもと一緒に保育を行う事業(地域枠を設けることが給付対象の条件)
居宅訪問型保育事業	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅ですべて1対1で保育を行う事業

### (3) 給付対象の施設利用にあたって

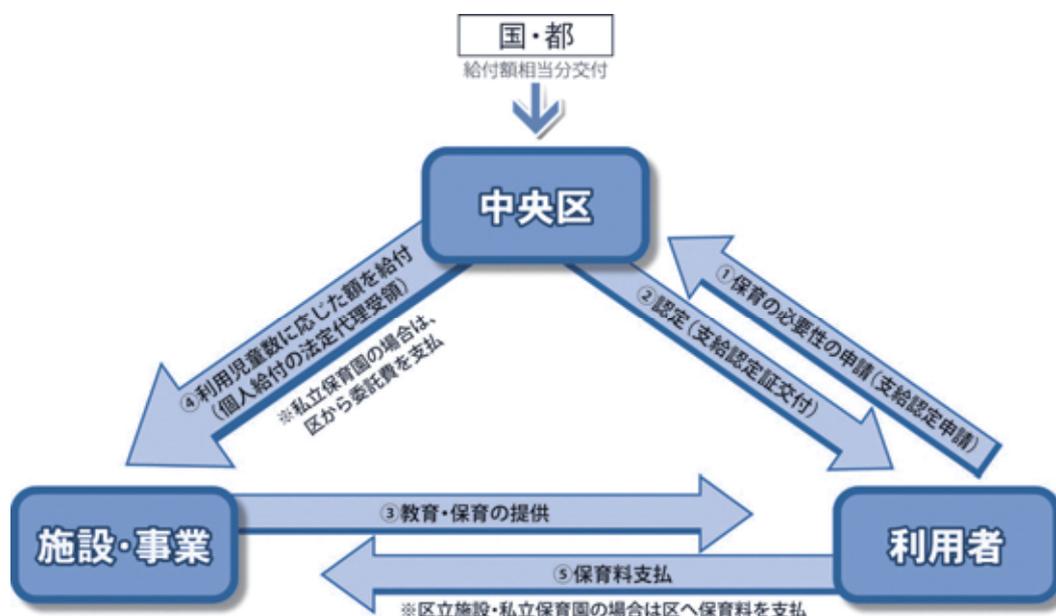
#### 給付制度のしくみ

給付の対象となる教育・保育施設や地域型保育事業を利用するにあたり、子どもの年齢や保育の必要性の有無に応じた「支給認定」を受けることが必要になります。

利用者は保育の必要性の申請（支給認定申請）を区に対して行い（下図①）、それに基づいて区が認定（支給認定証交付）（下図②）を行います。

認定を受けた利用者が、給付の対象となる施設や事業者から教育・保育の提供（下図③）を受けたとき、区から利用児童数に応じた額が施設・事業者へ給付（下図④）される仕組みとなります。

給付は、保護者に対する個人給付ですが、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、施設・事業者が保護者に代わり給付を受け取る仕組み（個人給付の法定代理受領制度）となります。



#### 認定の3つの区分

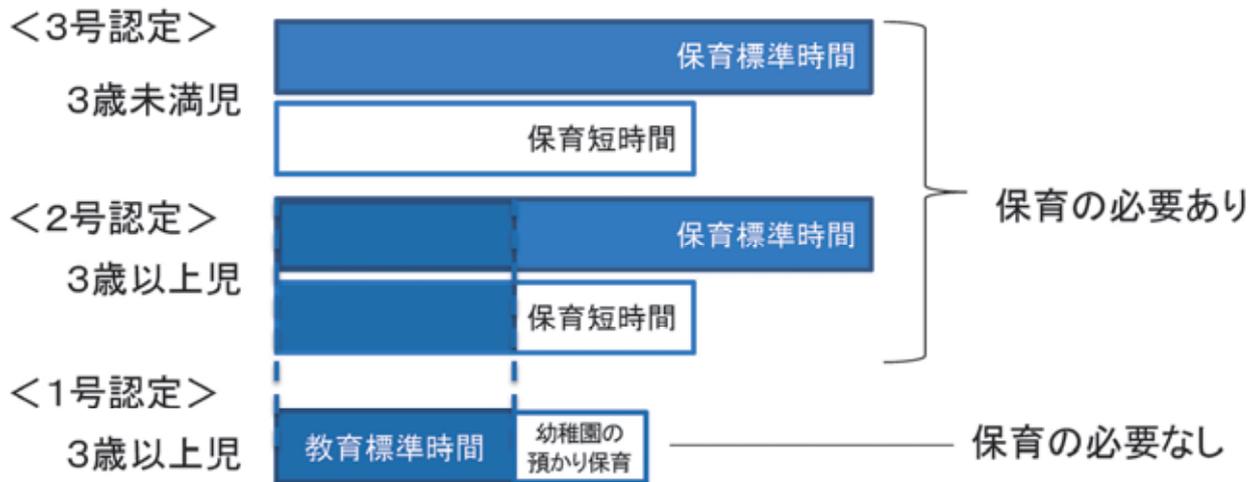
教育・保育給付の対象施設や事業を利用する子どもについて3つの支給認定区分が設けられます。

認定区分	認定基準	対象となる子ども	保育の必要量に応じた区分	利用できる主な施設等
1号認定	教育標準時間認定	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定を除く)	—	幼稚園 認定こども園(短時間保育)
2号認定	満3歳以上・保育認定	満3歳以上で、保護者の就労や疾病などの事由により、 <u>保育を必要とする子ども</u>	保育標準時間 または 保育短時間	保育所 認定こども園(長時間保育)
3号認定	満3歳未満・保育認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などの事由により、 <u>保育を必要とする子ども</u>	保育標準時間 または 保育短時間	保育所 認定こども園(長時間保育) 地域型保育事業

## 保育の必要量に応じた区分

保育を必要とする2号認定・3号認定子どもについては、保護者の就労状況などの保育を必要とする事由に応じ、1日あたり11時間までの利用に対応する「保育標準時間」と、1日あたり8時間までの「保育短時間」のいずれかに区分されます。

また、1号認定子どもについては、1日あたり4時間程度の教育課程に係る「教育標準時間」の利用となります。幼稚園によっては、保護者の希望により、教育標準時間を超えて預かり保育を実施する園があります。



区分（月単位の保育の必要量に関する区分）

保育標準時間：両親がフルタイムで就労する場合を想定したもの

1カ月あたり平均275時間（212時間超292時間以下）、1日あたり11時間までの利用に対応するもの

保育短時間：両親の両方またはいずれかがパートタイムで就労する場合を想定したもの

1カ月あたり平均200時間（最大212時間）、就労下限時間は1カ月48時間～64時間（中央区は月48時間）1日あたり8時間までの利用に対応するもの

教育標準時間：1日あたり4時間程度の教育課程に係る時間

## 利用申込・認定の流れ

教育標準時間の利用となる1号認定と、保育を必要とする2号認定・3号認定の場合の利用申込と認定の流れは以下の通りとなります（平成27年4月入園希望者）。

